



みずほ証券がENEOSホールディングス<5020>株式の大量保有報告書を提出



東証1部・名証1部のENEOSホールディングス<5020>について、みずほ証券が3月23日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「ディーリング(短期売買)目的で保有するもの。デリバティブ取引に関連して保有するもの。レンディングその他取引に基づく一時的保有。」によるもの。

報告書によると、みずほ証券のENEOSホールディングス株式保有比率は、5.28%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2020年3月13日。